

の意向を十分に尊重し、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

第二十一条を削り、第五章中第二十条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とする。

第十八条第一項中「且つ、左の各号の一に」を「かつ、次の各号のいずれかに」に改め、同項第一号中「基く」を「基づく」に改め、同項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生省令で定めるもの

第四章中第十八条を第十九条とし、第十七条を第十八条とする。

第十六条中「第十四条第一項第一号」を「第十五条第一項第一号」に改め、第三章中同条を第十七条とする。

第十五条を第十六条とする。

第十四条第一項中「少くとも左の」を「少なくとも次の」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「みずから」を「自ら」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条を第十四条とし、第二章中第十二条を第十三条とする。

第十一条第一項中「第六条第二項」を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条を第十二条とする。

第十条を第十一条とし、第六条から第九条までを一条ずつ繰り下げ、第一章中第五条の次に次の一条を加える。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を經營する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第八十九条を削る。

第八十八条中「第七十二条第四項」を「第一百一十一条第四項」に改め、同条を第三百三十一条とする。

第八十七条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「基く」を「基づく」に改め、同条第二号中「第三十三条」を「第三十五条」に改め、同条第六号中「第五十三条」を「第五十五条」に改め、同

号を同条第七号とし、同条第五号中「第五十三条」を「第五十五条」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「第四十八条又は第四十九条第二項」を「第五十条又は第五十一条第二項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第四十二条第二項」を「第四十四条第四項」に、「書類の備付」を「同条第二項の書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面の備付け」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の二中「第四十一条第三項」を「第四十三条第三項」に改め、同号を同条第三号とし、同条を第百三十条とする。

第八十六条を第二百二十九条とする。

第八十五条中「第六十九条第三項」を「第七十三条第三項」に改め、同条を第二百二十八条とする。

第八十四条の前の見出しを削り、同条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第五十五条」を「第五十七条」に改め、同条第二号中「第五十七条第二項又は第六十二条第二項」を「第六十二条第二項又は第六十七条第二項」に改め、同条第三号中「第六十七条第一項若しくは第二項」を「第七十二条第一項から第三項まで」に、「同条第一項」を「同条第一項若しくは第二項」に、「にかかわらず」を「にもかかわらず」に改め、同条第四号中「第六十九条第一項」を「第七十三条第一項」に改め、同条第五

号中「第六十九条第二項」を「第七十三条第二項」に改め、同条を第二百二十七条とする。

第十章を第十二章とする。

第九章中第八十三条の三を第二百二十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

(経過措置)

第二百二十五条 この法律の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要なと判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(厚生省令への委任)

第二百二十六条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生省令で定める。

第八十三条の二中「第七章」の下に「及び第八章」を加え、「同章」を「これらの章」に改め、同条を第二百二十三条とする。

第九章を第十一章とする。

第八十三条の見出しを「(共同募金会連合会)」に改め、同条第一項中「共同募金会又は都道府県協議会は、それぞれ」を「共同募金会は」に改め、「又は社会福祉協議会連合会」を削り、同条第二項中「第六十九条」を「第七十三条」に改め、第八章中同条を第二百二十二条とする。

第八十二条中「第六十九条」を「第七十三条」に改め、同条を第二百二十一条とする。

第八十一条を第二百二十条とする。

第八十条中「第二十八条の二第一項」を「第三十条第一項」に、「第五十四条第四項」を「第五十六条第四項」に、「第七十三条各号」を「第一百十二条各号」に改め、同条を第一百十九条とする。

第七十九条中「配分した額」の下に「並びに第一百十六条第一項の規定により新たに積み立てられた準備金の額及び準備金の総額」を加え、同条に次の二項を加える。

2 共同募金会は、第一百十六条第二項の規定により準備金を拠出した場合には、速やかに、同項の拠出の趣旨、拠出先の共同募金会及び拠出した額を公告しなければならない。

3 共同募金会は、第一百十六条第三項の規定により配分を行った場合には、配分を終了した後三月以内に、拠出を受けた総額及び拠出された金額の配分を受けた者の氏名又は名称を公告するとともに、当該拠

出を行つた共同募金会に対し、抛出された金額の配分を受けた者の氏名又は名称を通知しなければならない。

第七十九条を第百十八条とする。

第七十八条中「都道府県協議会」を「都道府県社会福祉協議会」に改め、「聴き」の下に「及び配分委員会の承認を得て」を加え、同条を第百十七条とする。

第七十七条第二項を次のように改める。

2 共同募金会は、寄附金の配分を行うに当たつては、配分委員会の承認を得なければならない。

第七十七条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 共同募金会は、第百十条に規定する期間が満了した日の属する会計年度の翌年度の末日までに、その寄附金を配分しなければならない。

第七十七条を第百十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(準備金)

第百十六条 共同募金会は、前条第三項の規定にかかわらず、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号

一 第二条に規定する災害の発生その他厚生省令で定める特別の事情がある場合に備えるため、共同募金の寄附金の額に厚生省令で定める割合を乗じて得た額を限度として、準備金を積み立てることができる。

2 共同募金会は、前項の災害の発生その他特別の事情があつた場合には、第一百十条の規定にかかわらず、当該共同募金会が行う共同募金の区域以外の区域において社会福祉を目的とする事業を經營する者に配分することを目的として、拠出の趣旨を定め、同項の準備金の全部又は一部を他の共同募金会に拠出することができる。

3 前項の規定による拠出を受けた共同募金会は、拠出された金額を、同項の拠出の趣旨に従い、当該共同募金会の区域において社会福祉を目的とする事業を經營する者に配分しなければならない。

4 共同募金会は、第一項に規定する準備金の積立て、第二項に規定する準備金の拠出及び前項の規定に基づく配分を行うに当たつては、配分委員会の承認を得なければならない。

第七十六条を第百十四条とする。

第七十四条及び第七十五条を削る。

第七十三条中「第二十八条の二第一項」を「第三十条第一項」に、「第三十条」を「第三十二条」に、

「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一号中「都道府県の区域を単位とする社会福祉協議会（以下「都道府県協議会」という。）」を「都道府県社会福祉協議会」に改め、同条第三号及び第四号中「又は評議員」を「評議員又は配分委員会の委員」に改め、同条を第百十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（配分委員会）

第百十三条 寄附金の公正な配分に資するため、共同募金会に配分委員会を置く。

2 第三十六条第四項各号のいずれかに該当する者は、配分委員会の委員となることができない。

3 共同募金会の役員は、配分委員会の委員となることができる。ただし、委員の総数の三分の一を超えてはならない。

4 この節に規定するもののほか、配分委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十二条を第百十一条とする。

第七十一条中「であつて」の下に「、その区域内における地域福祉の推進を図るため」を、「除く」の下に「。以下この節において同じ」を加え、同条を第百十条とし、第八章中同条の前に次の一節及び節名

を加える。

第一節 社会福祉協議会

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第一百七条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

- 2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。
- 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
- 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。
- 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の五分の一を超えてはならない。
- 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を經營する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではな